

核兵器廃絶実現のために
— 『核兵器の必要のない世界』
の構築の必要性

2016年3月 REC-PP-02

RECNA
Policy Paper

レクナ ポリシーペーパー



Research Center for
Nuclear Weapons Abolition,
Nagasaki University(RECNA)

長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)

核兵器廃絶実現のために
— 『核兵器の必要のない世界』
の構築の必要性

2016年3月 REC-PP-02

西田 充 (RECNA 客員准教授)

目次

1 はじめに	1
2 核兵器保有に関する世界の現状	2
3 核兵器廃絶の実現のための必要条件とプロセス	6
(1) 第1フェーズ：余剰核兵器の削減・廃棄	7
(2) 第2フェーズ：最小限ポイントまでの削減（核兵器保有の動機・要因への 対処を通じた核兵器の削減・廃棄）	8
(3) 第3フェーズ：ゼロの達成（技術的・制度的メカニズムの構築）	11
(4) 価値観の転換	14
4 核軍縮外交をめぐる現状	17
5 最後に	21

1 はじめに

広島・長崎での被爆から71年が経ち、被爆地を中心に核兵器廃絶への願いはますます高まっている。その一方で、ウクライナ情勢やシリア情勢をめぐる米露関係の悪化、ますます混迷の色を深める中東情勢、4回目の核実験を行った北朝鮮の核開発の継続など、核兵器廃絶の実現はますます遠のいている感がある。そのような状況を反映してか、昨年5月に開催された2015年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議も最終文書を採択できず、決裂した。

このような状況の中で、また、核抑止力に依存する安全保障環境が厳に存在しているという現実社会において、どのように核兵器を廃絶できるのかについて考えることは迂遠で非現実的なことかもしれない。しかし、現実を直視した上で、理想の社会に向けて何が必要なのか、何ができるのかについて今のうちから頭の体操をしておくことは重要である。

本稿では、現下の国際社会において核兵器の廃絶が実現可能かどうかは別として、核兵器保有に関する世界の現状を踏まえ、核兵器廃絶の実現のためにあくまでも理論的に必要なプロセスを例示することとしたい¹。

¹ 本稿は、長崎市内における2015年9月12日の平成27年度核兵器廃絶市民講座「核兵器のない世界を目指して」（核兵器廃絶長崎連絡協議会主催）における「核兵器廃絶実現のために－外交の現場と研究の観点から」と題する講演を加筆・修正したものである。なお、本稿で述べている見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織を代表するものではない。

2 核兵器保有に関する世界の現状

世界の核兵器の総数は、核兵器が最初に開発・使用された1945年以降増え続け、1980年代半ばに総数7万個以上でピークを迎えた²。その後、核兵器総数は徐々に減少しており、現在では、全体で15850個程と言われている³。これを、かなり減ってきていると捉えるか、それとも、核軍縮は全く進んでいないと捉えるかは、どの時点を起点にするかによって評価は大きく変わってくるが、少なくとも、未だに16000個近くの核兵器が地球上に存在しているという事実には変わらない。このうち、90%以上の核兵器は米国とロシアが保有している。

各国の核兵器の保有状況は、大きく4つのカテゴリーに分けられる。

第1のカテゴリーは、1968年に成立したNPTで法的に核兵器の保有が認められた国である。米国、ロシア、英国、フランス及び中国の5か国である。NPTでは、1967年1月1日以前に核兵器を製造し爆発させた国、つまり、1967年1月1日以前に一般的に言われるところの核実験⁴を行った国を「核兵器国」として核兵器の保有を認めている。米国が1945年に核兵器の開発に成功した後、1949年にロシア、1952年に英国、1960年にフランス、1964年に中国が核実験に成功し、核兵器の保有に至った。

第2のカテゴリーは、NPTに加入しないまま、NPTの外で核兵器の保有に至った、あるいは保有していると思われる国である。このカテゴリーには、前者については1974年と1998年に核実験を実施したインドと1998年に実施したパキスタン、後者については核保有について曖昧政策をとっているが実際には核兵器を保有していると思われるイスラエルの3か国が当てはまる。

第3のカテゴリーは、NPTに非核兵器国として加入していながら、NPTからの脱退及び核兵器保有を宣言した国である。これまでのところ北朝鮮のみが当てはまる⁵。北朝鮮は、

² Hans M. Kristensen and Robert S. Norris, “Nuclear notebook: Global nuclear weapons inventories, 1945-2013,” *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol.69, No.5 (September/October 2013), p.75.

³ Stockholm International Peace Research Institute, “World nuclear forces,” *SIPRI Yearbook 2015: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2015), p.460.

⁴ NPT第9条3項では、「核兵器その他の核爆発装置を製造し爆発（させた国）」とされている。外務省ホームページ参照。

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S51-0403.pdf>>

⁵ 日本政府は北朝鮮を国家承認していないものの、カテゴリーの一般的な説明としては、今後理論的にもこのカテゴリーで北朝鮮以外にも出現する可能性があるため「国」とし、北朝鮮についても便宜的に「国」として扱っている。また、本稿はいかなる形でも北朝鮮

1985年に米ソの圧力の下でNPTに非核兵器国として加入したが、NPTに加入することで享受できる原子力の平和的利用という名目の下で秘密裏に核兵器を開発し、そのことについて疑惑の目を向けられると、1993年及び2003年にNPTからの脱退を宣言した⁶。その後2005年に核保有を宣言し⁷、2006年、2009年、2013年及び2016年の4回にわたって核実験を実施した。これは、原子力の平和的利用及び脱退の権利を濫用するという極めて悪質なケースである。

第4のカテゴリーは、NPTに留まりながらも核兵器の開発を疑われている、あるいは疑われていた国である。過去に幾つかの国が疑われてきたが、最も典型的な例はイランである。イランは、NPTに非核兵器国として加入しているが、2002年、国際原子力機関（IAEA）に未申告の秘密裏の核開発を行っていたことが明るみに出た。イランは、北朝鮮のようにはNPTからの脱退や核実験をせずに、そうした秘密裏の未申告活動はあくまでも平和目的の開発に過ぎず、イランは核兵器開発を行っていないと頑強に主張した。しかし、いくらイランがこのように主張しても、秘密裏の開発は事実として国際社会で認定された⁸ことから、イランの言動は信頼を得ず、核兵器の開発が疑われてきた。約10年に及ぶ制裁と交渉のプロセスを経て、2015年7月、イランの核開発を大幅に後退させる包括的共同行動計画が合意された。ただし、同行動計画が今後順調に履行されていくのか、あるいは仮に履行されたとしても、イランが将来にわたって核兵器開発を断念したと保証できるのか、予断は許さない。

NPTが成立した1960年代、次々と核実験に成功する国が現れ、世界の核兵器総数は既に約40000個に達していた。そこで、先に述べた5か国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）以外に核兵器を保有する国を増やさない、つまり、第1のカテゴリーに留め、核兵器のこれ以上の拡散を食い止めるためにNPTが1968年に成立した。しかし、その後も核兵器の数は増え続け、また、核兵器を保有する国も第1カテゴリーにとどまらなかった。

を「核兵器国」や「核兵器保有国」として認めるものではなく、単に学術的な観点から北朝鮮が行った宣言をもとに分類を試みているに過ぎない。

⁶ 北朝鮮は1993年3月12日にNPTからの脱退を宣言したが、同年6月11日に同宣言の中断を発表した。その後、北朝鮮は、2003年1月10日、1993年6月11日に発表した脱退宣言の中断を撤回し、これによって、NPT脱退が即時に発効すると宣言した。

⁷ Anthony Faiola, “N. Korea Declares Itself a Nuclear Power,” *The Washington Post*, 10 February 2005.

⁸ 2005年9月、国際原子力機関（IAEA）理事会は、イランが、イランとIAEAの間の保障措置協定に違反したこと(non-compliance)を認定する決議(GOV/2005/77)を採択した。

NPT上は、第1カテゴリー以外の国はすべて「非核兵器国」として扱われる。しかし、実際には上述のとおり、核兵器の保有に関しては様々な国が関与している。そして、これら多くの国が現在でも核戦力の増強を進めている。第1カテゴリー以外の国では、特に、インド、パキスタン、北朝鮮が、様々な種類の弾道ミサイル開発も含め、核兵器システム全体の開発に余念がない。イランについても、上述の包括的共同行動計画は、核の開発に限ってみれば一定の歯止めをかけているが、弾道ミサイルの開発には何ら制限を課しておらず(ただし、国連安保理決議2231は、イランに対して、核兵器の運搬を可能とする設計に基づいた弾道ミサイルに関連する活動を行わないよう求めている。)、同行動計画の合意後も弾道ミサイル発射実験を続けている。

第1のカテゴリーの国については、NPTで核兵器の保有を法的に認められる代わりに、核軍縮の義務が法的に課された。しかし、その義務は具体的な内容や期限を規定するものではなく、一般的な表現に留まる交渉義務に過ぎなかったことから、実際には、NPT成立以降も核兵器の総数は1980年代まで増え続けた。ポスト冷戦期の現代でも、いずれの核兵器国も核兵器システムの近代化を進めており、また、核兵器の数を減らしている国もあれば、増やしている国もある。

特に問題となるのは、核兵器の保有や開発状況を全く国際社会に明らかにせず、核戦力の増強を進めている中国である。米露や英仏は少なくとも一定程度核兵器の保有数を明らかにしているため、少なくとも核兵器が徐々にではあるが、減少していることをある程度客観的に確認することができる。ところが、中国の場合、どれだけの数の核兵器を保有しているのか全く明らかにしないため、そのような確認ができない状況にある。中国は、5核兵器国の中で、唯一核戦力の増強に勤しんでいると言われているが、米露が核兵器の保有数を減らしているうちに、中国が増やしてしまうと、そのうち、米中露が横並びになってしまう可能性が生じる。中国の核兵器保有数は約260個と一般的に言われているが⁹、1800個や3000個といった数字も主張されている¹⁰。専門家の多くは、中国が生産したとみられる核分裂性物質の量を根拠に、こうした数字に極めて懐疑的であるが¹¹、いずれにしても、中

⁹ Stockholm International Peace Research Institute, “Chinese nuclear forces,” pp.491-492.

¹⁰ ロシア科学アカデミーの世界経済・国際関係研究所は、1600～1800個の間と見積もっている。Alexei Arbatov, Vladimir Dvorkin and Sergey Oznobishchev, *Prospects of China's Participation in Nuclear Arms Limitations* (Moscow: Institute of World Economy and International Relations Russian Academy of Sciences, 2012), p.26.

また、米国のジョージタウン大学のカーバー教授は、中国の人民解放軍が張り巡らせた大規模な地下トンネルのネットワークを根拠に、3000個と見積もっている。William Wan, Georgetown students shed light on China's tunnel system for nuclear weapons”, *The Washington Post*, 29 November 2011.

¹¹ Ibid.; Gregory Kulacki, “Research in the Internet Age: Karber and China's Nuclear Arsenal,” *Union of Concerned Scientists*, 30 November 2011; Jeffrey Lewis, “Collected

国に透明性がないことは事実である。現時点で中国が米露の核兵器保有数に並んでいる可能性はほぼないと考えられるものの、その可能性が絶対ないと断言することもできない。少なくとも、中国は戦略原潜や弾道ミサイルの多弾頭（MIRV）化を進めており¹²、仮に多弾頭化が事実であれば、現時点で中国の核戦力が米露に並んでいないとしても、今後中国の核兵器保有数が飛躍的に伸びる素地が十分に存在していることを意味する。

こうしてみると、もともとこれ以上の核兵器の拡散を食い止めるべきとの考えからNPTが成立したにもかかわらず、一定程度の核拡散は起こってしまっていることがわかる。もちろん、もしNPTがなければもっと多くの国が核兵器を保有する結果になっていた可能性も十分にあり¹³、NPTは国際社会の安定に大きく貢献したと言える¹⁴。

また、これ以上の核拡散を防ぐという目的のために、米、ソ、英、仏、中の5か国のみに当面核兵器国として核兵器の保有を認め、その他の国については非核兵器国として扱うという仕組みを構築することとの引き換えに、5核兵器国は上述のとおり核軍縮の義務を負った。しかし、核兵器を自ら放棄した南アフリカや旧ソ連諸国といった例はあるものの、人間誰しも一度持ってしまったものを容易に手放す訳がなく、また、上述のとおり核軍縮義務といっても非常に曖昧な努力規定のようなものに留まった結果、核兵器国による核軍縮義務の履行は遅々たるものに留まっている現状である。

他方で、非核兵器国は、IAEAによる査察といった非常に厳格な核不拡散義務を負うこととなり、非核兵器国の中には核兵器国に対する強い不満がうずまいている。その結果、核兵器国と非核兵器国が鋭く対立し、5年に1度のNPT再検討会議で何ら合意文書が採択されないということが何度も繰り返されてきた。

Thoughts on Phil Kaber,” *Arms Control Wonk*, 7 December 2011.

¹² Office of the Secretary of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2015*, p.8.

¹³ 1963年3月、ケネディ大統領は、記者会見で、「我々が成功しなければ、1970年までに4か国ではなく、10か国、1975年までに15～25か国が核兵器を保有することになるかもしれない。」と警笛を鳴らした。 *Public Papers of the Presidents of the United States: John F. Kennedy, 1963* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1964), p.280.

¹⁴ 秋山信将編『NPT：核のグローバルガバナンス』（岩波書店、2015年）

3 核兵器廃絶の実現のための必要条件とプロセス

それでは、このような核兵器保有をめぐる現状を踏まえ、核兵器の廃絶のためには何が必要になるだろうか。まず、現在の対等な主権国家で構成される国際社会を前提とした場合、ある国がいったん保有した核兵器を強制的に放棄させられる仕組みは存在しないことを認識する必要がある。唯一例外としてあり得るのは、国連憲章第7章に基づく国連安保理決議による仕組みである。

例えば、イラクは、NPT上の非核兵器国であったにもかかわらず、核兵器を含む大量破壊兵器の保有が疑われ、国連安保理決議第687号に基づいて生物兵器、化学兵器、射程150km以上の弾道ミサイルといった大量破壊兵器の廃棄を国際的監視の下で無条件に受け入れることを義務付けられた。イラクが同決議を履行しないことをもって（結果的にイラクによる大量破壊兵器の保有は証明されなかったものの）、イラクに対して武力が行使された。これは唯一の強制的事例で、極めて特殊なケースと言える。しかし、これはイラクがNPTを違反して核兵器の保有を疑われたことを根拠としたというよりも、むしろイラクが国連憲章に反してクウェートを侵攻したことに対する国際社会の反応としてとられた措置である。更に言えば、冷戦直後の楽観的な雰囲気における米露を含む大国間の協調が生まれやすかったという状況が存在したことも強制的な安保理決議を採択できた大きな要因であった。

冷戦直後とは状況が大きく異なる現在では、ある国が核兵器を新たに保有したとしてもよほどの好条件が揃わなければ強制的な安保理決議が採択されることはほぼないと言える。ましてや、安保理常任理事国である5つの核兵器国は、安保理で拒否権を持っているので、5核兵器国に対する安保理決議が採択される可能性はまずない。

したがって、特に強制的な形で核兵器を廃絶するためには、「米国戦略態勢報告書」が述べたような現状の国際政治システムの「根本的な転換」が必要である¹⁵。主権国家が併存する現在の国際システムにおいては、強制的に核兵器を放棄させることができないため、核兵器国が自らの意思で核兵器を放棄することを期待するか、そのような方向に仕向けるしかない。つまり、我々は、「核兵器のない世界」の実現に向けて、「核兵器の必要のない世界」を創り出すための努力をする必要がある。

そこで、核兵器を廃絶するための構想を考えるにあたって、現在の16000個からゼロ

¹⁵ William J. Perry and James R. Schlesinger, *America's Strategic Posture: The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States* (Washington DC: United States Institute of Peace Press, 2009), p.17, p.75, p.98.

までの過程を大きく3つのフェーズに分けてはどうだろうか。

(1) 第1フェーズ：余剰核兵器の削減・廃棄

第1のフェーズは、余剰の核兵器を減らすプロセスである。例えば、米露がそれぞれ7000個以上保有し、そのうち約4000個以上の核兵器を国防省の下で軍用に保有している現状において¹⁶、余剰分はないか常に見直していく。このフェーズでは、次のフェーズで述べるような核兵器保有の動機や要因の除去といったプロセスを待つまでもなく、核兵器の維持コストの低下といった観点から余剰の核兵器を削減・廃棄していくこととなる。

例えば、米国の場合、保有総数の約7000個のうち、軍用に供されている約4000個の核兵器を除いた3000個については既にエネルギー省に移管され解体待ちとなっている。これらは速やかに廃棄すべきであり、実際ケリー国務長官は2015年NPT運用検討会議においてこれらの解体待ち核弾頭の解体のスピードを20%高めることを発表した¹⁷。また、現在軍用に供されている約4000個についても、配備済み戦略核については、2011年に米国とロシアの間で発効した新START条約（新START条約）で配備済みの戦略核を2018年までに1550個まで減らすこととなっている。2013年、オバマ大統領は、「包括的なレビューの結果、配備済み戦略核をさらに最大で3分の1削減したとしても、米国及び同盟国の安全保障を確保し、強力かつ信頼性のある戦略的抑止力を維持することができる」と述べた¹⁸。つまり、配備済み戦略核については、新START条約が完全に履行した後でも、その3分の1は絶対的に必要とまでは言えないということであろう。

それでもまだまだ多くの核兵器が残る訳で、第1フェーズで更に減らすためには、核兵器の役割を減らしていくことが重要となる。つまり、現在それぞれの核兵器にあてがわれている役割というものを減らすことで、必要な核兵器の数を減らし、余剰分を増やすという作業である。例えば、核兵器を通常兵器と同じように位置づければ、核兵器はいくらあっても足りなくなる。実際、冷戦の一時期、核兵器は通常兵器と同じようにいつでも使えるものとして位置付けられたことがあった。実際の戦場において使えるよう、核の砲弾や核の地雷といったものまで開発・配備された。1950年代から1960年代にかけて米国での核兵器数が一気に増えたのはそのような背景があると言える。

¹⁶ Stockholm International Peace Research Institute, “US nuclear forces,” pp.461-462 and “Russian nuclear forces,” pp.473-474.

¹⁷ *Remarks at the 2015 Nuclear Nonproliferation Treaty Review Conference by John Kerry, Secretary of State* (New York, 27 April 2015).

¹⁸ *Remarks by President Obama at the Brandenburg Gate – Berlin, Germany* (Berlin, Germany, 19 June 2013). その後、2015年NPT運用検討会議において、ケリー国務長官は、2013年のオバマ大統領によるベルリン演説での更なる削減の提案は引き続き有効であると述べた。

したがって、核兵器の役割を絞れば絞るほど、必要とされる核兵器の数は減るということになる¹⁹。例えば、核兵器を通常兵器のようにいつでも使うものとは位置づけない、つまり、相手国による核攻撃を抑止する役割のみを付与することで、必要とされる核兵器数は大きく変わる。その抑止にしても、抑止の対象を何にするかによって大きく変わる。通常兵器による攻撃を抑止対象とするのか、生物・化学兵器による攻撃も抑止対象とするのか、核兵器による攻撃のみを抑止対象とするのか。核兵器による攻撃のみを抑止対象とすれば、理論的には、必要とされる核兵器の数はより小さくなり得る。

更に、核抑止理論に従えば、抑止力に効果を持たせるためには、万が一抑止が失敗した場合に実際に相手に核で反撃する能力を持つておくことが必要である。実際に反撃する能力がなければ、相手は抑止されないからである。その場合、何を反撃の標的にするのかによっても必要とされる核兵器数は大きく変わる。例えば、相手国の産業施設や軍事施設を含めありとあらゆる施設を反撃対象としておくと、多くの数の核兵器が必要となる。逆に、相手国の主要都市（例えば、ニューヨークやモスクワ）のみを反撃対象とすれば必要な数は限定されると言える。一般的に、前者はカウンターフォース戦略、後者はカウンターバリュー戦略と呼ばれている。核兵器の数を最小限化するために、カウンターバリュー戦略に基づく最小限抑止戦略をとるべきとの主張がなされることが多いが²⁰、この場合、相手国の主要都市のみを反撃対象とするのであれば、国際人道法との整合性がより大きく問われることとなる。

このように、特に第1のフェーズにおいては、核兵器の役割の低減というものが重要となってくる。ただし、次の第2のフェーズで述べる現在の各国の核ドクトリンの背景となっている動機や要因への手当てなしには、一定程度の役割低減は可能かもしれないが、根本的な役割の見直しは困難であろう。

(2) 第2フェーズ：最小限ポイントまでの削減（核兵器保有の動機・要因への対処を通じた核兵器の削減・廃棄）

第2のフェーズは、余剰分を超えた削減、すなわち、これまで必要と認識されている核兵器も含めて最小限ポイントまで削減・廃棄する。対等な主権国家で構成される現在の国際システムにおいて、必要と認識されている核兵器についても自らの意思で削減・廃棄せしめるためには、国際社会の多数意見でもって圧力をかけていくこともあり得るが、最も効果的な方法は、核兵器保有の動機や核ドクトリンの背景となる要因に対処すること、すなわち、「核

¹⁹ もちろん、特に被爆地の観点からは、核兵器は1個たりとも必要ないということになるが、ここでは国際政治上の観点から議論している。

²⁰ Hans M. Kristensen, Robert S. Norris and Ivan Oelrich, *From Counterforce to Minimal Deterrence: A New Nuclear Policy on the Path Toward Eliminating Nuclear Weapons* (Washington: Federation of American Scientists, 2009).

兵器の必要のない世界」を作り上げていくことであろう。核兵器の保有に至った動機や現在の核ドクトリンの背景は各国によって異なるので、それぞれの状況に応じて対処する必要がある。

様々な動機や背景が考えられるが、国家の安全保障に基づく動機と政治的な動機に大きく分けられるのではないか。明確に分けられる訳ではなく、また網羅的ではないが、例えば、前者については、潜在敵国に対する核という戦略レベルにおける抑止の必要性、通常戦力における劣勢の挽回、国家の究極的な生存、後者については力（パワー）の源泉、大国としての地位・プライド、国家体制の維持といったものが考えられる²¹。

ほとんどの国の場合、核兵器プログラムは安全保障に基づく動機によってスタートしたと考えられる。第二次世界大戦中、実際に原爆を投下した米国のみならず、英国、ソ連、ドイツ、日本も核兵器開発を進めたが、いずれも他国による核兵器開発への恐怖心が自国の核兵器の開発に走らせた。中国の場合は、1950年代の朝鮮戦争末期と台湾海峡危機時に米国から核攻撃の可能性を示唆されたことが契機となったとの見方もある²²。

他国の核兵器のみならず、通常兵器における劣勢が核戦力増強の動機となることもある。例えば、パキスタンの場合は、地域大国であるインドの核兵器開発に加えて、圧倒的な通常戦力に対抗するためであったとも考えられる²³。また、現代のロシアの場合、冷戦直後と比べれば経済的にも軍事的にもかなり復活してきているとはいえ、通常戦力分野において、NATOを圧倒した冷戦時代とは異なり米国から大きく後れをとっていることから、核兵器は通常戦力における劣勢の挽回として位置づけられていると言える²⁴。

核兵器の保持や核戦力増強の動機や要因の一つとして、通常戦力における劣勢の挽回というのがあるのであれば、将来いずれかの段階で通常戦力の軍備管理や軍縮についても考える必要があるかもしれない。特に、中国やロシアが懸念しているとされる通常型迅速グローバル・ストライク（CPGS）といった現代の最先端兵器は、戦場における勝敗というレ

²¹ サガンは、国家が核兵器保有に至る背景として、安全保障モデル、国内政治モデル、規範モデルの3つを挙げている。必ずしも完全に重なる訳ではないが、後者2つは概ね本稿における政治的動機に該当すると言える。Scott D. Sagan, “Why Do States Build Nuclear Weapons?: Three Models in Search of a Bomb,” *International Security*, Vol.21, No.3 (Winter 1996/97).

²² Ibid., pp.58-59, p.85.中国については、特に John W. Lewis and Xue Litai, *China Builds the Bomb* (Stanford: Stanford University Press, 1988)が参考となる。

²³ Sagan, “Why Do States Build Nuclear Weapons?,” p.59.

²⁴ Elisabeth Braw, “Behind Putin’s nuclear threats: NATO responds with military exercises and rethinks atomic posture,” *POLITICO* (18 August 2015); Alexei Arbatov, Vladimir Dvorkin and Sergey Oznobishchev, eds., *Russia and the Dilemmas of Nuclear Disarmament* (Moscow: IMEMO RAN, 2012), p.147.

ベルにとどまらない、大国間の戦略環境に大きく影響を与えるものである。また、中国及びロシアは、米国が開発・配備を進めるミサイル防衛（MD）にも懸念を有している。

しかし、通常戦力の軍備管理や軍縮に合意することは、特に最先端技術を用いたものとなれば一層のこと、現実的には非常に困難である。かつての戦間期におけるワシントン海軍条約のように単純に戦艦の保有数に合意し、その合意を維持することですら困難であったことは歴史が証明している。特に最先端技術を用いた兵器システムとなれば、各国内の抵抗が強いことのみならず、規制対象とすべき技術の定義やスコープを明確にすることが極めて困難である。

地域問題の解決もまた核兵器廃絶のための必須条件である。台湾、カシミール、パレスチナなど、地域の領有問題を実質的に自国の国内問題とみなし、核兵器が域外諸国からの圧力によって自国の利益に反した形で解決を強いられないためのもので位置付けられている場合には、そうした地域問題の解決なしに核兵器保有国が核兵器の放棄に同意することは困難であろう²⁵。

核兵器保有の政治的な動機の一つとしてのパワーの源泉や大国としての地位というのは、例えば、かつての帝国主義時代の大国であった英国やフランスについてより当てはまると言える²⁶。この点については、核兵器の保有に対して特別な権限や大国としての地位を付与しない、あるいは、非核兵器国に対して大国としての地位を付与することが考えられる。「核兵器の政治的役割の低減」である。例えば、核兵器国と国連安保理の常任理事国のリンクを断ち切ることが考えられる。現在、偶然の結果として、5核兵器国が国連安保理の常任理事国の座を占めている。両者は必ずしも一致する必要はなく、実際、NPT成立以降も中華民国（台湾）が常任理事国であった時期が僅かながらあった²⁷。極端なことを言えば、5核兵器国を国連安保理の常任理事国の座から降ろすといったことができれば象徴的かもしれない。しかし、常任理事国は拒否権を有しており、現実的ではない。短中期的にあり得るとすれば、安保理常任理事国に日本のような非核兵器国を入れて、「5常任理事国＝5核兵器国」という現状に変化をもたらすことであろう。そうすれば、非核兵器国であっても、国連における高い地位を占めることができるという前例を作ることになる。また、NPT上の5核兵器国の呼称として一般的に安保理常任理事国を指す「P5」が使われることがあるが、こう

²⁵ George Perkovich and James M. Acton, *Abolishing Nuclear Weapons* (London: The International Institute for Strategic Studies, 2008), pp.27-30.

²⁶ Sagan, "Why Do States Build Nuclear Weapons?," pp.76-80.

²⁷ NPTが1968年1月に署名開放され、1970年3月5日に発効した後、国連総会決議第2758号に基づいて、中華人民共和国が中華民国（台湾）に代わって国連安保理に常任理事国として出席し始めた1971年10月25日まで、中華民国（台湾）は非核兵器国でありながら国連安保理の常任理事国であった。

した呼称をやめることから始めるのも「5 常任理事国＝5 核兵器国」という認識を変えるために重要である。

上記は単なる一例であり、何ら網羅的ではないが、こうした多種多様な動機を取り除くことは、核兵器の廃絶のためにも、また、核兵器のない世界が実現した後にその世界を長期的に維持していく上でも必要なことである。なぜならば、仮に強制的な形で、あるいは、一時の気持ちの変化などによって、ある国が核兵器を放棄したとしても、このような根本的な要因が取り除かれていなければ、結局は再び核兵器保有に立ち戻る可能性が高いからである。

こうして核兵器保有の動機や要因を取り除きつつ、極めて最小限の核兵器数まで減らすのが第2のフェーズとして考えられる。

(3) 第3フェーズ：ゼロの達成（技術的・制度的メカニズムの構築）

最後の第3フェーズでは、最小限ポイントからゼロに持って行くことになる。最小限ポイントであっても、核兵器保有の動機や要因は完全に取り除かれている訳ではないので、第3フェーズでも、核兵器保有の動機や要因を取り除く作業は引き続き必要であるが、第3フェーズにおける主眼は、最終的にゼロに移行し、その世界を維持するための技術的・制度的メカニズムを構築することである。

核兵器がゼロの世界では、たった1つの核兵器がこっそりと開発・保有されると、各国間の戦略バランスを大きく変えてしまうことになる。すなわち、誰もが最強兵器を持たない世界では、誰か一人でも最強兵器を持ってしまえば関係性に甚大な影響を及ぼすことになる。特に相対的に劣位にある国からすれば、核兵器は一気に形勢を逆転できる最強兵器である。約16000個も核兵器が存在している現在と、核兵器がゼロの世界では、1個の核兵器が有する戦略的な重みや価値がまるで違う、ということである。

したがって、そのような世界では、極めて厳格で国際的に信頼のある検証技術に裏付けられた国際的な検証体制が敷かれる必要がある。検証技術が未熟なものであれば、各国は核兵器を持たない自国の状態に不安を持ち疑心暗鬼になる。検証技術が優れていたとしても、特定の国が有利な仕掛けが組み込まれていたり、また、国際社会全体が検証結果に信頼を持っていないような体制であれば、同様に不安を生じさせることとなる。

そもそも核兵器が本当にゼロになったのか、どこかの国が1個でも深い地下などに隠し持っていないか、あるいは、どこかの国がこっそりと秘密裏に開発しようとしていないか。こうした検証は極めて困難である。一般的に、「ない」ことを証明するのはとても難しいこ

とである。

また、核兵器が「ゼロ」といった場合、何をもって「ゼロ」と言うのか、ということも考えておく必要がある。核弾頭や核爆弾が存在しないことなのか。「存在しない」とはどのような状態を意味するのか。核弾頭や核爆弾が完成体として存在せず、分離されていれば済むのか。あるいは、単なる分離ではなく、核兵器用の核分裂性物質である高濃縮ウランやプルトニウムも、爆発装置も存在しない状態なのか。その場合、原子力の平和的利用との関係はどうか。原子力を平和利用目的で活用しているとどうしてもウランやプルトニウムを扱うか、あるいは、それを生産することができる状態が生まれる。核兵器が「ゼロ」の世界では、原子力の平和的利用までも禁止しなければならないのか。

更に言えば、ミサイルや航空機といった核の運搬手段はどのように扱えばよいのか。核弾頭や核爆弾の完成体は認めないとしても、原子力の平和的利用と同様、通常兵器目的でも利用され得る汎用性のあるミサイルや航空機は認めるべきか。

また、すべての国が能力的にも完全に対等な立場に置かれる「絶対的なゼロ」と呼ばれる世界に対して、例えば、廃絶直後の世界においては「前核兵器国」が再度核武装する能力が相対的に高い「バーチャル・ゼロ」という概念もある。この「バーチャル・ゼロ」の世界でも十分に野心的であり、まずはこの世界を目指すべきとの考え方もある²⁸。

「ゼロ」の世界では、他国による合意の違反（ブレイクアウト）があった場合の戦略バランスが不安定化することにどう対処するかが最も大きな問題の一つである。少なくとも、制裁オプションを含め、効果的に対応することのできる国際的な制度的メカニズムを構築することも必要となる。

この点について、各国がいつでも核兵器を再製造・再武装できる状態を維持しておくことで、互いに監視・抑止しあい、万が一ルールを破って核兵器保有に至る国が出た場合には、すぐに対抗できる状態を目指すべきという考えもある。これは、“*weaponless deterrence*” と呼ばれる概念である²⁹。

ただし、これで問題は解決したと言えるのか我々は熟考する必要がある。各国が互いに、疑心暗鬼で、いつでも対抗措置をとる準備をとっておける状態である世界が、真に平和で安定した世界なのか。核兵器「ゼロ」の世界の実現というのは、一体どのような状態を「ゼロ」

²⁸ David A. Koplow, “What Would Zero Look Like? A Treaty for the Abolition of Nuclear Weapons,” *Georgetown Journal of International Law*, vol. 45, (2014), p.720.

²⁹ Jonathan Schell, *The Abolition* (Stanford: Stanford University Press, 2000), pp.117-120.

とすればいいのかを含め、容易に答えが見つからないこうした非常に難しい問題を我々に突きつけることになるのである。

この第3フェーズにおいて、最小限ポイントから「ゼロ」のポイントに飛び移るためには、上述のとおり、信頼性の高い検証技術に裏打ちされた国際的な検証体制や、違反が生じた場合に効果的に対応できる制度的メカニズムを構築する必要がある。そして、実際に核兵器の「ゼロ」を実現する最終段階において、第3フェーズで構築した技術的・制度的メカニズムを組み込んだ包括的な核兵器禁止条約といった法的拘束力のある文書を作成し、核兵器のない世界の実現・維持を担保する必要がある。

なお、どの程度の数まで削減すれば第2フェーズで述べた「最小限ポイント」に到達したと言えるのかは一概には言えないが、2008年に日豪政府が設置した核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）は、最小限ポイント(minimization point)として、2025年までに世界で2000個の核兵器にすることを提唱した³⁰。これは当時の核兵器総数の約20000個の10分の1であり、数字だけを見ると最小限ポイントと呼称しても構わないかもしれない。しかし、本稿で提唱するフェーズの概念としては、最後の第3フェーズで制度的・技術的メカニズムさえ構築すればいつでもゼロの世界を達成できるレベルを「最小限ポイント」と考えるのであれば、「最小限ポイント」は世界全体で2ケタ程度の数字までは削減しておく必要があるのではないかと考える。

これら3つのフェーズは時系列的な側面はあるが、必ずしも時系列的でなければならない訳ではなく、同時並行的に進めることのできるより概念的なものと捉えるべきである。したがって、現代は基本的に余剰核を削減する第1フェーズにあると言えるが、同時に地域問題の解決といった動機への対処（第2フェーズ）や検証技術の開発（第3フェーズ）を進めることは重要である。

こうした3つのフェーズについての考え方は、必ずしも完全に合致するものではないが、岸田外務大臣が2014年1月の長崎大学での講演で提唱した「数の低減」「役割の低減」「動機の低減」で構成される「3つの低減」とも類似している³¹。すなわち、余剰分を減らす第1フェーズは「数の低減」、また、余剰分を更に増やす、つまり、更に数を低減させるための「役割の低減」、更に更なる削減を進められるように動機を手当てする第2フェーズは「動機の低減」に該当すると言える。

³⁰ International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament, *Eliminating Nuclear Threats: A Practical Agenda for Global Policymakers* (Canberra/Tokyo, 2009), p.74.

³¹ 『「外務大臣と語る」岸田大臣の核軍縮・不拡散政策スピーチ』平成26年1月20日 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000028214.pdf>>

なお、すべてのフェーズに共通することとして、削減を進める過程において、核兵器の保有国数が現状以上に増えないことを確保することが不可欠である。核兵器の保有国数が増えれば増えるほど、核リスクが高まっているとして既存の核兵器保有国が核兵器を放棄するインセンティブは失われていく。したがって、核不拡散措置は常に核軍縮の基礎であり、核軍縮措置の一環と捉えることすらできる。国際的な核不拡散体制の基礎であるNPTの維持・強化が何よりも不可欠である。

(4) 価値観の転換

これら3つのフェーズは、既述のとおり、あくまでも現在の国際システムを前提としている。現在の国際システムが一気に変化するようなことがあれば、このようなプロセスを経る必要はないかもしれない。例えば、社会の治安維持を担う警察を基礎とする政府機関が存在する国内社会システムのように、国際社会でも国際社会の治安維持を担う超国家組織が出現すれば、国家に対して核兵器の放棄を強制的に命じることができるようになるだろう。

あるいは、現在の国際システムを前提としていたとしても、人々の価値観が一気に変わるようなことがあれば、3つのフェーズといった手間のかかるプロセスを経ることなく、一気に核兵器廃絶が進む可能性も排除されない。すなわち、様々な世論調査で、多くの人々が核兵器のない世界を望むと答えつつ、安全保障における核兵器の重要性を是認しているが³²、ここには、先に述べたような国家の安全保障やパワーの源泉といった側面で核兵器に一定の価値を見出しているからである。例えば、核兵器は全くもって残虐非道で非人間的な兵器であり、そうした様々な価値を上回るほどに、核兵器を廃棄することが人類社会にとって価値あることであるとの価値観が広まれば、一気に核兵器のない世界は進むかもしれない。こうしたパラダイムシフトが一気に起これば、一気に核兵器廃絶に動くかもしれない。

よく比較されるのは、奴隷制度である。21世紀の現代でも人身売買が行われているくらいなので、奴隷制度は莫大な経済的利益をもたらすものであった。しかし、奴隷制度が非人

³² 例えば、2010年のCNNの米国における世論調査では、50%が核兵器を廃絶すべき、49%が少数国による核兵器保有を維持すべきと回答した。

<<http://i2.cdn.turner.com/cnn/2010/images/04/12/rel7b.pdf>>

また、2013年のラスムセン世論調査では、77%の米国民は、核兵器は安全保障上重要であると回答した。

<http://www.rasmussenreports.com/public_content/politics/general_politics/june_2013/27_favor_cutting_size_of_u_s_nuclear_arsenal>

日本においても、被爆者へのアンケートで、日本が核兵器廃絶の先頭に立つべきとしつつ、日本が米国の核の傘の下にあることについて、43.7%が「やむを得ない」と回答した（「おかしい」と回答したのは25.6%）。「放射線「今も不安」55% 被爆者5762人アンケート」朝日新聞2015年8月2日。

道的であり、不道徳であるとの認識が世界中に共有されているからこそ、奴隷制度の禁止規範が普遍的な価値として定着しているのである³³。

核兵器もこれと同様であろう。現代における重要な事例として、ソ連が崩壊した時に、ソ連の核兵器が自国領域内に存在しながら、核兵器を放棄し非核兵器国としての道を選択したウクライナのケースがある。ロシアの歴史的な拡張主義やクリミアをめぐる緊張関係など、国家の安全保障上の観点からは、ウクライナは核兵器を維持すべきとの考え方も根強かったが³⁴、ウクライナは核兵器をロシアに移送し、非核兵器国としてNPTに加入したのである。NPTに基づく核不拡散上の規範を遵守することによって得られる利益が、核兵器を保有する安全保障上の利益を上回ったのであろう。NPTに基づく規範の存在が、「核クラブへの参加」こそが良いことであるという価値観を、「NPT遵守国クラブへの参加」こそが良いことであるという価値観への転換を促したのであろう³⁵。

このような価値観の転換があれば核軍縮は一層進むであろう。18世紀の人々はよもや奴隷制度が完全に禁止される世界が訪れるとは想像できなかった。19世紀の人々はよもや象牙の取引が完全に禁止される世界が訪れるとは想像できなかった³⁶。核兵器も同様であろう。上述のとおり、様々な課題が複雑に入り組む核兵器の場合、核兵器が完全に禁止され廃絶される世界が来るのを想像しようとしても容易に挫折感を覚えるであろうが、世界の価値観は時として我々の想像を超える速度で変化することがある。

だからこそ、核兵器の非人道性を唯一の被爆国である日本から、特に広島・長崎の被爆地から発信し続けることは非常に意義があるのである。核兵器がいかに非人道的であるか、ということ粘り強く世界に説いていくことは、地道で時間のかかることであるが、日本人としての使命である。核兵器の問題を語る際、核抑止理論や副次的被害(collateral damage)、カウンターフォースやカウンターバリューなど、様々な概念や専門用語が飛び交うが、やはり「人間の視点」を忘れてはならない。核兵器の問題の「人間化(humanize)」が重要であろう。地道であっても、被爆地からの発信を継続することは人類史的な観点からも重要である。この観点で、軍縮不拡散教育は極めて重要である。教育は、核兵器のない世界を実現するためのみならず、実際に実現された暁には、その世界を維持するためにも不可欠な要素である。そしてその教育においては、被爆の実相を伝達することに加えて、批判的思考(critical

³³ Ethan A. Nadelmann, "Global Prohibition Regimes: The Evolution of Norms in International Society," *International Organization*, Vol.44, No.4 (Autumn 1990), pp.491-498.

³⁴ John J. Mearsheimer, "The Case for a Ukrainian Nuclear Deterrent," *Foreign Affairs*, Vol.72, No.3 (Summer 1993), pp.50-66.

³⁵ Sagan, "Why Do States Build Nuclear Weapons?," p.76.

³⁶ Nadelmann, "Global Prohibition Regimes," p.523.

thinking)力を養う視点も忘れてはならない。

ただ、核兵器の場合、奴隷制度とは根本的に異なる点がある。それは、奴隷制度の場合、仮にこっそり人身売買を行っている組織があったとしても各国政府機関が厳格に取り締まることができる。あるいは、仮に国家が秘密裏に奴隷制度を敷いていたとしても、そのことが明るみに出れば各国や国連から非難を浴びたり、制裁を受けるなどして、奴隷制度によって享受する利益を上回るだけの不利益を被ることになる。

しかし、核兵器の場合、現在の国際システムを前提とした核兵器ゼロの世界において、秘密裏の核兵器開発や保有を取り締まることは容易ではない。特に、その国が国連安保理で拒否権を有する常任理事国であれば極めて難しくなる。また、弱小国家や非国家主体からすれば一発逆転の最強兵器であるので、核兵器を忌避する価値観が浸透した世界であっても、表向きは奴隷制度を敷かなくとも裏で行われる人身売買と同様に、秘密裏に核兵器を開発・保有する国家や非国家主体が出現する可能性は十分にある。そもそも秘密裏の核兵器開発や保有を発見すること自体が困難であるが、そのような違反を取り締まるためには、信頼性のある国際的な検証体制の構築が不可欠である。したがって、上記の3つのフェーズの過程を経ずに、価値観の大転換の結果、一気に核兵器廃絶に進むとしても、第3のフェーズで述べた国際的な検証体制の構築は不可欠である。

4 核軍縮外交をめぐる現状

こうして見ると、核軍縮外交、すなわち、「核兵器のない世界」を実現するための外交というのは、単純に核軍縮に関する国際フォーラムにおける多国間外交のみを展開すればよいのではなく、一見して核軍縮とは関わりのない分野における地域外交や国連外交も関連してくることがわかる。本稿では、「核軍縮外交」をそうした包括的な取組と広義の意味で捉え、以下、3つのフェーズに照らし合わせながら、現実の「核軍縮外交」がどのように進んでいるのか簡単に述べたい。

まず、現在の対等な主権国家で構成される国際システムを前提としない場合、国連を超国家組織に衣替えし、世界連邦の実現を目指す外交が考えられる。世界連邦のような考え方は冷戦期の一時期においては一定の支持があったかもしれないが、現在では、現実的な外交政策として認識されていない。現状の国際政治システムの「根本的な転換」をもたらす環境は未だ整っていないと言わざるを得ない³⁷。

したがって、当面は現在の国際システムを前提として、それぞれのフェーズについて概観する。第1フェーズについては、既述のとおり、新START条約に基づいて米露が余剰の核兵器を削減しているところである。しかし、2013年にベルリンにおけるオバマ大統領による更なる削減の提案については、現時点で米露間の交渉が始まる見通しは全く立っていない。現時点で、米国以外に必要な以上の核兵器を保有している国はいない³⁸。

「核兵器の役割低減」については、既にNPT等の国際的な場で議論が進められている。昨年5月の2015年NPT再検討会議でも、日本を含め多くの国が「核兵器の役割低減」を提唱し、最終文書案にも盛り込まれた。しかし、現実には、クリミア危機に際してロシアが核兵器を即応体制に入らせる用意があったと示唆するなど³⁹、核兵器の役割はむしろ強

³⁷ Brad Roberts, *The Case for U.S. Nuclear Weapons in the 21st Century* (Stanford: Stanford University Press, 2016), p.4767. (Kindle 版)

³⁸ Ibid., p.4777.

³⁹ 2015年3月15日放映の「クリミア、祖国への道」と題するドキュメンタリー・フィルムにおいて、プーチン露大統領は、クリミア「併合」時にロシアの核戦力も即応体制に入らせたのかとの記者からの質問に対し、「我々はそれをする用意があった。」「我々は最悪の事態の進展にも備えていた。」と述べた。Laura Smith-Spark, Alla Eshchenko and Emma Burrows, “Russia was ready to put nuclear forces on alert over Crimea, Putin says,” *CNN*, 16 March 2015.

また、同年3月21日には、ヴァニン駐デンマーク露大使が、デンマーク紙「ユランズ・ポスト」に、「デンマークが米国主導のミサイル防衛システムに参加すれば、(中略)デンマーク艦船は、ロシアの核ミサイルの標的となり得る。」と発言した。“Danish warships could become legitimate nuclear targets, warns Russian ambassador,” *The Copenhagen Post*, 21 March 2015.

調される時代になってきており、役割低減は容易に進まない状況となっている。

また、余剰分の削減との関連で、そもそも現状を超えた質的改善や量的増加を止めるための包括的核実験禁止条約（CTBT）や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）も重要となる。しかし、CTBTについては、1996年に署名開放されてから20年も経つが未だに発効の見通しが立っていない。CTBTの次の核軍縮条約として早期の交渉開始が期待されているFMCTについても、1996年にCTBTが交渉を終えてから20年間にわたってジュネーブ軍縮会議（CD）が停滞しているため、未だに交渉開始の見通しが立っていない状況である。

動機の低減を目指す第2のフェーズにおける外交政策としては、地域紛争の解決、通常戦力の軍備管理・軍縮、安保理改革（核兵器の政治的役割の低減）といったものが考えられる。

世界は様々な地域問題を抱えており、特に核兵器が絡む地域の問題は根が深い。例えば、印パ対立を抱える南アジアにおけるカシミール紛争、事実上の核兵器保有国と言われるイスラエルと核兵器開発の疑惑が持たれてきたイランを抱える中東問題、核実験の強行を続ける北朝鮮など、いずれも問題の根は深く、短期的には解決の見通しは立っていない状況である。イランのように、地域問題そのものには立ち入らず核問題に特化した形で合意に至るということもある。北朝鮮にしても、1994年に米朝間で「枠組み合意」が合意されたことがある。したがって、必ずしも地域問題の包括的な解決が地域の核問題解決の前提条件ではないとも言えるが、地域問題をそのままに核問題にのみ合意したとしても、根本的な解決とはならず、いずれ問題は再浮上してくる可能性は大きい。永続的な核兵器ゼロの世界を目指すためには、問題を根本から断ち切ることが不可欠である。

通常戦力の軍備管理については、具体的に通常兵器の保有数などを規制する唯一の条約である欧州通常戦力条約（CFE）は、2007年にロシアが一方的に履行停止を宣言して以来、進展がない状態である。また、CPGSのような最先端兵器の軍備管理というのは非常に難しく、現時点では具体的には何も議論されていない。今後、米露関係が改善すれば、核兵器削減交渉の中でグローバル・ストライクのような最先端兵器の扱いについても議論される可能性は排除されないが、今のところその見通しは極めて低い状況である。

安保理改革は、長年にわたっての日本の悲願であるが、なかなか実現していない。今年は国連創設70周年ということで一つのチャンスではあるが、実現の見通しが立っている訳ではない。安保理改革は、世界の主要国である日本が国際社会の平和と安全に相応の責任を持つということのみならず、核軍縮においても一定の意義がある。すなわち、核兵器を保有しなくとも、国際社会において重要な地位を与えられることは可能ということを示

す効果がある。

そして、3つのフェーズを通じた核兵器廃絶であっても、価値観の転換を通じた核兵器廃絶であっても必要不可欠な国際的な検証体制の構築については、(新START条約といった二国間の核兵器削減条約における検証とは異なり) 当然ながらまだ実現していない。2014年12月に米国のゴッテメラー国務次官(軍備管理・国際安全保障)が核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)を発表し、そのための国際的な研究がようやく始まったところである。これは、約30か国の政府関係者や専門家が集まって、核軍縮における検証技術を研究するためのイニシアティブである。例えば、核弾頭の解体を検証するにあたって、その核弾頭は本物か(査察官に偽物を見せておいて、本物をどこかに隠し持っていないか)、解体される核弾頭から出てくる核分裂性物質はきちんと処分されているか、解体される核弾頭の部品はきちんと処分されているか。このイニシアティブでは、こうした点をどのように信頼ある形で検証できるのかといったことが研究の対象となると考えられる。また核弾頭に限らず、運搬手段であるミサイルや航空機などの解体も検証する必要がある。このイニシアティブはまだ始まったばかりで、今後どこまで成果を出せるか全く未知数であるが、核兵器の廃絶実現のためには極めて重要なイニシアティブである。

すべてのフェーズにおいて核軍縮の基盤を提供する核不拡散については、先述のウクライナのケースからしても、まずもってNPT体制の維持・強化が重要であるが、冷戦崩壊以降、イラク、リビア、北朝鮮、イランによる秘密裏の核開発など、NPT体制を揺るがす事態が続いている。また、NPT体制の維持・強化の観点からは、NPT体制に基づく規範に対する非核兵器国内における認識に影響を与え得る核兵器国による核軍縮⁴⁰についても進展が乏しい。そうした状況を反映して、核兵器国と非核兵器国は恒常的に対立し、5年に1度の運用検討会議は最終文書の合意と失敗とを交互に繰り返す状況が概ね続いている⁴¹。

また、核不拡散の取組としては、追加議定書の普遍化を含むIAEA保障措置の強化も進められている。これは、非核兵器国における原子力の平和的利用が実際に平和的に利用されているのかを国際機関であるIAEAが確認するものである。NPTに加入した非核兵器国は、IAEAとの間で包括的保障措置協定を締結する義務がある。IAEAは、非核兵器国がIAEAに申告した核物質の扱いが申告どおりかを確認する。

ところが、1990年代にイラクが包括的保障措置を受諾しつつも、秘密裏に核開発を進めているとの疑惑に国際社会は衝撃を受けた。包括的保障措置協定の下で、非核兵器国は自

⁴⁰ Sagan, “Why Do States Build Nuclear Weapons?,” p.84.

⁴¹ 直近の2015年運用検討会議は最終文書に合意できなかった。外務省ホームページ参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page4_001201.html>

国領域内にあるすべての核物質を I A E A に申告する義務があるが、イラクはすべてを申告せずに秘密裏に核開発を進めていたとみられていたのである。包括的保障措置協定の下では、基本的には申告されたものの正確性を確認することとなっており、こうした秘密裏の核開発を見つけることは非常に難しいことが露呈した。

そこで、国際社会では、未申告の核物質や核開発を探知することができるようないわゆる抜き打ち査察といった強化された査察手法を盛り込んだモデル追加議定書を策定した。ただし、この追加議定書は、N P T に加入する際に締結が義務づけられている包括的保障措置とは違って、自発的なものと位置づけられている。したがって、国際社会は追加議定書の普遍化に向けた努力を進めている。2015年7月時点で、146か国が署名、126か国が批准している⁴²。しかし、非核兵器国の中には、核軍縮の進展が見られない中で、これ以上の核不拡散上の義務を負いたくないとして追加議定書の締結を拒否している国もある⁴³。

輸出管理体制の強化も重要である。新たな核兵器保有国が出現しないよう、関連の物資や技術が核兵器開発のために輸出されないことを確保するためである。現在、原子力供給国グループ (N S G) に48か国が参加している。しかし、多くの国では輸出管理体制が未整備であり、引き続き輸出管理体制の強化に向けた国際的な努力を要する。

価値観を転換させるための外交としては、核兵器の非人道性を訴えることが重要である。例えば、日本は、被爆体験を国境と世代を超えて継承するために、「非核特使」や「ユース非核特使」といった制度を作り、また、被爆証言の多言語化や海外での原爆展の開催支援といった形で地道な努力をしている。昨年5月の2015年N P T再検討会議でも、世界の指導者や外交官の広島・長崎訪問を促した。実際に被爆地を訪れて、直に被爆の実相に触れることは最も効果的と思われる。しかし、中国は、日本が被害の側面のみを強調することは歴史の歪曲であると主張している。日本人として丁寧に説明していくほかない。

このように考えると、核兵器の廃絶のための外交というのは、実は非常に多岐にわたり、複雑ではあるが、総合的な外交が必要であることがわかる。

⁴² I A E A のホームページ参照。 <https://www.iaea.org/safeguards/safeguards-legal-framework/additional-protocol/status-of-additional-protocol>

⁴³ エジプトはその典型例である。The Nuclear Threat Initiative, *Country Profiles: Egypt*. <<http://www.nti.org/country-profiles/egypt/nuclear/>>

5 最後に

以上、核兵器は廃絶される必要があるとの前提で、その実現のために必要なプロセスや核軍縮をめぐる外交の現状について概観した。世界から核兵器が一気に消えてなくなればよいが、なかなか容易にそうはいかない。

結局、3つのフェーズを中心とするいわばまどろっこしい外交と、パラダイムシフトを目指した価値観の転換のための外交の両面を根気よく進めていくしかない。

現在、核兵器国が参加しなくとも、一部の非核兵器国だけが集まって、一気に核兵器の保有や使用を先行的に禁止するシンプルな条約、いわゆる **a ban treaty** を作成するというアイデアに国際的な注目が集まっている。多くの地雷保有国が参加しなかった対人地雷禁止条約（オタワ条約）のように、規範を作成するという意味において一定の効果はあろう。ただ、それだけでは根本的な解決にはならない。そのような条約を核兵器国抜きで作成することは比較的容易であろうが、テロを根絶するためにはテロの背景にある貧困や格差を解消する必要があるというテロ対策と同様に、根本的な原因(**root cause**)、すなわち第2フェーズの動機への手当てがないままでは、意味のある形で核兵器国の関与を得て物理的に核兵器を廃絶することはできない。むしろ、核兵器国が反発して、逆に核兵器のない世界が遠く可能性すら排除されない。したがって、仮にシンプルな **a ban treaty** を作る場合であっても、結局は「核兵器の必要のない世界」に向けて、まどろっこしい外交は同時に進めざるを得ない。

いずれにしても、核兵器廃絶のための魔法の杖はない。楽観的にも悲観的にもなり過ぎず、2015年8月の広島市での国連軍縮会議でペリー元米国防長官が述べたとおり「ネバーギブアップ」の精神で進むしかない。

**Research Center for Nuclear Weapons Abolition,
Nagasaki University(RECNA)**
長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)

1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki, 852-8521, Japan
〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL. +81 95 819 2164 / FAX. +81 95 819 2165
[E-mail] recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp>